

猫の適正飼育推進策について  
(答申)

平成11年3月

東京都動物保護管理審議会

# 猫の適正飼育推進策について（答申）目次

ページ

はじめに	1
Ⅰ 猫飼育の現状	
1 東京都内の猫飼育の現状	1
(1) 猫の飼育に係る法令等の規定	
(2) 東京都における猫の飼育実態	
(3) 東京都における猫の取扱い状況等	
2 諸外国の状況	4
(1) 法令による規制等	
(2) 民間団体	
(3) 飼育状況	
人と猫の共生の在り方	
1 都市化に伴う猫飼育の増加	5
2 人と猫の関係の在り方	5
3 猫の特性と適正な飼育への応用	5
(1) おう盛な繁殖力	
(2) 行動学的特徴	
猫の適正飼育推進に向けて	
1 飼い猫への対策	8
(1) 猫の飼い主に望まれること	
(2) 民間団体に望まれること	
(3) 行政に望まれること	
2 「飼い主のいない猫」への対応	11
(1) 基本的な考え方	
(2) モデルプランの構築	
おわりに	15

## はじめに

本審議会は、平成10年7月、知事から「猫の適正飼育推進策について」等、二つの事項について諮問を受けた。本審議会では、小委員会を設置し、人と動物が共に生きることのできる都市東京となることを望み、猫の実態調査結果をはじめ数多くの資料を基に、猫を終生飼育し「捨てない」こと、不妊去勢手術を行い「増やさない」こと、健康と安全に配慮し不必要に「命を絶たない」ことを基本に、猫の適正な飼育の在り方とこれを普及するための方策について審議を行ってきた。

本審議会としては、適正な動物飼育の方法は都民自らが理解し主体的に選択するものであることが望ましいと考え、中間報告を行うとともに、「都民の意見を聴く会」の開催や意見書の募集を行い中間報告に対する都民からの意見を求めた。今回、それらの意見を踏まえ審議し結論を得たので、答申する。

## I 猫飼育の現状

### 1 東京都内の猫飼育の現状

#### (1) 猫の飼育に係る法令等の規定

動物の保護及び管理に関する法律

飼い主は、動物の健康・安全を保持するとともに、人の身体・財産等を害したり、人に迷惑を及ぼさないよう努めること、みだりに繁殖しないよう繁殖制限をすること等が規定されている。

東京都動物の保護及び管理に関する条例

猫の飼い主は他人に迷惑をかけないように飼育するよう努めることが規定されている。

#### (2) 東京都における猫の飼育実態

「東京都における猫の飼育実態調査の概要」によれば、次のような飼育

実態等が明らかになっている。

#### 存在形態

東京都内で飼育又は生息している猫の数は、約116万頭と推計された。その内訳は、屋内飼育約60万頭、屋内外で飼育又は屋外でのみ飼育約45万頭、飼い主なし約11万頭と推計されている。

屋内のみの飼育がかなり広く普及している一方、屋外に放す過去からの飼育習慣も根強く残っている。

#### 飼育形態

- ・猫を飼育している世帯の割合は約12%で、犬の飼育世帯の割合（約8%）より高い結果となっている。住居形態別に見ると一戸建てで約14%、集合住宅で約11%であり、猫は集合住宅においても広く飼育されている。

- ・猫の飼い主のうち、約57%が屋内飼育し、約43%が屋内外又は屋外でのみ飼育している。特に、集合住宅の場合は約71%の飼い主が屋内飼育である。

- ・飼い猫に対する不妊去勢手術の実施率は、約86%と高率であった。しかし、屋外のみで飼っている飼い主では、不妊去勢手術の実施率が約67%と低くなっている。

- ・飼い猫に首輪等の何らかの目印を付けている飼い主は、ほぼ半数の約52%である。しかし、飼い主が明確に判明できるように、迷子札や連絡先を明記した首輪を付けている飼い主は、約8%と低い割合であった。

集合住宅では、猫の飼育が多いこと、その飼育形態は屋内飼育が多いことが特徴である。飼い猫の不妊去勢手術率は、全体ではかなり高い割合を示しているが、屋外に放たれている猫では不妊去勢手術率が低く、子猫の産み落としの原因になることが推測される。

### (3) 東京都における猫の取扱い状況等

#### 苦情

保健所及び動物保護相談センター等で受けた猫に関する苦情は、平成

9年度で10,434件と、毎年1万件を越える苦情が寄せられており、猫による様々な被害等が発生している。

#### 引取り

東京都は、動物の保護及び管理に関する法律第7条の規定に基づいて、やむを得ない理由で飼えなくなった猫の飼い主からの引取り及び猫の拾得者からの引取りを行っている。平成9年度の引取り総数は12,015頭であり、その内訳は、飼い主からの引取りが1,912頭、拾得者からの引取りが10,103頭である。このような猫の命を救うため、譲渡事業を実施しており、平成9年度には110頭が新たな飼い主にもらわれている。しかし、引取りの大多数が生まれたばかりで目も開かない子猫であり、そのほとんどは殺処分となっている。

経年変化をみると、拾得者からの引取りは緩やかな減少に止まっているのに対し、飼い主からの引取りは昭和60年代以降急激に減少しており、不妊去勢手術の普及との関連が示唆される。

#### 交通事故

道路上で収容される動物死体のほとんどが猫であり、平成9年度で約2万4千頭の猫が道路管理者や清掃事務所により収容されている。

#### 感染症

社団法人東京都獣医師会の資料によれば、屋外飼育・屋内外飼育の猫は、屋内飼育の猫に比べ、猫免疫不全ウイルス(FIV)・猫白血病ウイルス(FeLV)の感染率が高く、飼育方法の違いは猫の健康に大きな影響を及ぼしている。

このように、屋外に放されている猫にとって、今日の東京の都市環境は、猫による近隣への生活環境被害を生じやすいだけでなく、猫自身にとっても危険な生存環境となっている。

## 2 諸外国の状況

### (1) 法令による規制等

#### 登録制度

オーストラリアやアメリカでは、狂犬病予防、自然保護（野生小動物の保護）、動物愛護を目的として、登録制度や個体識別のための標識装着が義務付けられている。

#### 飼育方法

ドイツやベルギーでは、狂犬病予防、自然保護（野生小動物の保護）、動物愛護を目的として、期間や時間及び場所を限定して、屋内飼育を義務付けている。また、オランダのように、飼い主の私有地以外に放されている猫を捕獲し、民間団体が運営する保護施設に収容している国もある。

### (2) 民間団体

行政は捕獲などの取締り権限を行使し、収容動物の世話や動物愛護の普及啓発等の活動は民間団体が行うという傾向がある。民間団体の活動は活発であり、動物愛護に果たしている役割は重要である。保護施設や動物病院等を持ち、猫の保護や新しい飼い主探しを行っている場合やアメリカ等のように、民間団体の中には法的資格を持つ査察官として活動する人もいる。

### (3) 飼育状況

猫の飼育世帯の割合は増加傾向にあり、アメリカやフランスでは現在約30%の世帯が猫を飼育している。欧米の都市においては、法的規制の有無に関わらず屋内飼育が一般的である。

## 人と猫の共生の在り方

### 1 都市化に伴う猫飼育の増加

都市においては、これからも集合住宅の割合の増加や単身世帯化、生活時間帯の多様化等が進むと考えられる。犬に比べ散歩の必要もなく鳴き声も静かな猫は、都市環境に適した飼育動物であり、単身者にも飼いやすい動物であることから、これからも飼育人口の増加が予想される。これに伴い、適正な飼育方法の普及は、今後その重要性を増していくものと考えられる。このため、猫の特性に関する知識が広く普及し、十分に理解されることが必要である。

### 2 人と猫の関係の在り方

猫は、これまでの歴史の中で野生動物から人の手により作り出され、人に依存して生きる動物である。このため、人は猫の生活や行動を適切に管理する必要がある。

猫を飼う目的は、集合住宅の増加といった住環境の変化や生活に潤いを求める人が増えたことに伴い、「ネズミとり」から「人生の伴りよ」へと、時代とともに大きく変わってきた。それに伴い、適切な飼育方法も大きく変化しており、現在では飼い主の過半数が屋内のみで飼育するようになっている。

このような飼育目的の変化とともに、猫の飼い方も変えていく必要があり、飼い主は猫の特性をよく理解して他人に迷惑をかけないように飼うべきである。また、猫とともに暮らすことにより生活に喜びと潤いを求めるのであれば、猫が病気になったり交通事故にあわないように配慮して猫を長生きさせ、猫との関係をよりよいものにしていく心構えが求められている。

### 3 猫の特性と適正な飼育への応用

猫は、古くから人に飼われ親しまれてきた動物であるが、近年の動物行動学的知見を取り入れ、より適切な飼育方法を選択する必要がある。

## (1) おう盛な繁殖力

### [ 特徴 ]

猫は生後 1 年足らずのうちに繁殖能力が備わり、妊娠期間は60日前後、年に 3、4 回、1 回当たり 5 頭くらいの子猫を産む、非常に繁殖力がおう盛な動物である。

### [ 適正な飼育への応用 ]

猫に不妊去勢手術をすれば、飼い主にとって適切な頭数を維持することができるので、十分な世話と愛情をもって飼うことが可能となる。

## (2) 行動学的特徴

### 発情

#### [ 特徴 ]

発情期には性ホルモンの影響により、行動が大きく変化し特徴的な鳴き声や尿を壁等に吹き付けるスプレー等の行動がみられるようになる。特に、オス猫は性行動に伴う三大問題といわれる、放浪癖、オス猫同士のけんか、スプレーが顕著となる。

#### [ 適正な飼育への応用 ]

猫に不妊去勢手術をすれば、けんか、スプレーなどの行動がみられなくなり、性格も温和になり長生きするといわれている。

### なわばり

#### [ 特徴 ]

猫は、群れをつくらず単独生活をする動物である。また、犬に比べ、はるかに行動半径が小さい。

猫は、木などをつめで引っかいたり、尿で臭い付けすることによりマーキングを行う。尿によるマーキングは、特に去勢していないオス猫に顕著である。

#### [ 適正な飼育への応用 ]

子猫のときから屋内で飼育していれば、そこがなわばりとなる。また、不妊去勢手術をした猫では、自宅及びその周辺という狭い地域に限られる傾向がある。

屋内では、専用の板等を与え、決まった場所をつめとぎさせることが可能である。

### トイレ

#### [ 特徴 ]

猫は、花だんや砂場といった軟らかい土や砂の上に排せつすることを好み、決まった場所に排せつする習性がある。

[ 適正な飼育への応用 ]

室内の特定の場所で排せつをするようにしつけることは可能である。

**社交性**

[ 特徴 ]

猫にも社会化期（４～８週齢）があることが知られており、この時期に人や他の動物と接触していないと、見知らぬ人や動物に会ったとき、攻撃的になったり、逆に臆病で神経質な猫になったりする。

[ 適正な飼育への応用 ]

社会化期に人や他の動物などになれさせておくと、落ち着きのある飼いやすい猫になる。

**よじ登り**

[ 特徴 ]

猫は犬と異なり高い所によじ登る習性があり、この行動は猫の運動の重要な部分をなしている。

[ 適正な飼育への応用 ]

屋内という限られた空間でも、立体的な運動ができるように配慮されていれば、運動不足によるストレスを軽減することが可能である。

**睡眠**

[ 特徴 ]

猫は夜行性動物と言われるが、現代の猫の行動は昼夜通して多様性で、真の夜行性とは言えない。

[ 適正な飼育への応用 ]

猫は、飼い主の生活リズムに合わせて飼育することが可能である。

**グルーミング**

[ 特徴 ]

健康な猫は、頻繁にグルーミングをする。グルーミングをしない猫は、沈うつや病的な状態を表すだけでなく、ノミ等の寄生の危険性が増す。

[ 適正な飼育への応用 ]

グルーミングの状態を観察することにより、猫の病気の早期発見も可能となる。

以上のような猫の特性を理解して飼育方法に応用することにより、猫の健康が保たれ、人との共生も可能になるものと思われる。

## 猫の適正飼育推進に向けて

猫の適正な飼育を推進する目的は、近隣の生活環境に悪影響を与えないことと同時に、猫自身の健康や安全を確保することである。

猫の適正飼育を推進する方策の一つとして、現在、法令に基づき犬の飼い主に義務付けられている登録やけい留に類するものを猫の飼い主にも課し、違反して放されている猫は捕獲するといった法的規制を導入すべきという考え方もある。しかし、今日求められていることは、そのような法令による強制的な「放し飼い猫の排除」ではなく、多くの人々の意見に基づく社会的なルールにより、人の生活環境の中で猫も快適に過ごせる社会を実現することである。

そのためには、飼い主一人ひとりが地域社会の一員として、また猫の保護者としての責任を自覚し、他人に迷惑をかけないように飼育することが最も重要である。

他人に迷惑をかけずに猫との幸せな生活を送る飼い主が増えていけば、猫を飼うことに対する社会的な理解が高まり、現状では制限されることの多い集合住宅での飼育も今後広がりを見せていくものと思われる。

このように、責任をもって猫を飼うという飼い主の心構えと実践の積み重ねとともに、地域住民、民間団体及び行政が協力して、猫の適正飼育を推進していく環境を整えることにより、人と猫が共生できる社会がつけられるものと期待する。

### 1 飼い猫への対策

#### (1) 猫の飼い主に望まれること

交通量が多く住宅も密集している東京のような都市において、人にとっても猫にとっても暮らしやすい環境を築くためには、屋内での飼育、不妊去勢手術の実施、身元の表示といった都市環境や今日の時代にふさわしい飼い方が求められる。

## 屋内での飼育

猫を屋内で飼育すれば、飼い主とともに過ごす時間と触れ合う機会も増えるので、お互いのつながりがより親密になり、心豊かな生活を送ることが可能である。また、飼い猫を交通事故や感染症の危険から守れるとともに、猫による生活環境への被害を未然に防止することにより近隣住民とも良好な関係を保つことができる。

猫の特性をよく理解し、不妊去勢手術を実施するとともに、猫にも配慮した環境を整えれば、屋内飼育は十分可能である。東京都における猫の飼育実態調査においても、約8割の飼い主が猫の屋内飼育について肯定的な意見を持っており、今後はその有効性を飼い主が理解し、広く実践することが望まれる。

## 不妊去勢手術の実施

不妊去勢手術は、発情期特有の行動を抑えるなど屋内で猫を飼うための必須条件である。特に、オス猫では放浪癖、オス猫同士のけんか、尿のスプレーに対して効果がある。さらに、飼い主の手に負えずに引き取られ最終的に殺処分される子猫を生み出すことも防止できる。

しかし、東京都における猫の飼育実態調査によれば、猫の飼い主の約14%が不妊去勢手術を実施しておらず、これが1万頭余りの子猫を処分せざるをえない状況を作り出す大きな原因になっていると思われる。このような飼い主は、猫に対する不妊去勢手術の有効性と必要性を認識して実施するよう努めるべきである。

## 身元の表示

飼い主の連絡先を明記した迷子札などを猫につけることは、飼い主の愛情の証ともいえる。誰の飼い猫であるか表示されていれば、飼い主の責任が明確になるだけでなく、事故など緊急時の連絡にも役立つ。屋内でしか生活していない猫であっても、外に出てしまった場合に備えて身元の表示をすることが望ましい。先の阪神淡路大震災においても、あのような非常事態のなかにもかかわらず、猫に迷子札をつけていたため、再会を果たした飼い主もいた。

しかしながら、現状では1割足らずの飼い主が迷子札等を装着してい

のみである。現在では、デザイン・安全性ともに優れた迷子札や首輪が市販されているので、今後はより多くの飼い主が自分の猫に装着することが望まれる。

## (2) 民間団体に望まれること

動物愛護に携わる民間団体には、全国に会員を持つ大規模なものから、数人程度で構成されるものまであり、活動の在り方も多様である。しかし、その目的は動物との豊かな暮らしのできる社会の実現であるという点で一致している。

このような団体には、動物の飼育に関しての多くのノウハウと人材が蓄積されており、動物飼育に関する問題の解決に向けての助言や、飼い主同士、地域住民との横のつながりづくりなど、猫の適正飼育の推進に大きな役割が期待される。

## (3) 行政に望まれること

あらゆる機会を通じて、動物愛護と適正な飼育に関する知識を普及啓発することが行政の責務である。今後は猫の適正飼育の推進に向け、猫の飼い主にはもちろん、広く都民、民間団体に積極的に働きかけて、施策の推進に当たるべきである。

猫の飼い主に向けた働きかけ

適正飼育を実践するには、その方法などについての情報が不可欠である。飼い主は自らその収集に当たるのが原則であり、行政は飼い主が必要とする情報を的確に提供することが責務である。

今後、東京都や区市町村は、猫の飼い主のニーズをくみ取り、屋内飼育を成功させるためのしつけの方法などについて、きめ細かく解説した飼育の手引き等を作成するなどして指導を推進すべきである。その際、近年話題になっている動物由来感染症の防止策を盛り込むことも重要である。また、不妊去勢手術を一層徹底させるため、普及啓発を強化することも必要である。

加えて、飼い猫の身元表示を普及させるため、迷子札のサンプル提供

やマイクロチップ等の個体識別手法の検討などを進めるべきである。

さらに、動物保護相談センターや保健所において猫の飼い方に関する講習会を開催したり、インターネットを活用した相談の受付など、猫の飼育に関する情報提供の充実を図るべきである。

#### 都民に向けた働きかけ

猫は都会で暮らす人々の伴りよとして適した性質を備えており、都民の中には将来猫の飼い主となる人が多くいるものと思われる。

猫との触れ合いが心安らくものであることは、飼い主の誰もが経験していることであり、この触れ合いは血圧の安定など身体面でもよい影響があるとの研究報告もなされている。一方、猫に対する知識が不十分なまま安易に飼い始めるために、結果的に引取り殺処分される猫を増やすことにつながる場合も多い。

このため、猫の特性をよく理解して猫の健康や安全に配慮することや地域住民に迷惑をかけない適切な飼い方を普及啓発すべきである。

#### 民間団体に向けた働きかけ

民間団体のなかには、動物愛護と適正な飼育を広めるために、地道な活動を行っているものも多い。このような団体と行政が協力することにより、一層の普及啓発効果が上がるはずである。

今後は、連絡会の開催や普及啓発資材の提供など適正飼育の実現に向けた連携協力体制を確立することが望ましい。

## 2 「飼い主のいない猫」への対応

### (1) 基本的な考え方

「飼い主のいない猫」には、いわゆる「野良猫」も含まれ、これらの猫のほとんどは「餌やり」など人から何らかの食料を与えられているとみられる。

これらは、苦情の発生原因となり、近隣関係の悪化要因にもなりがちである。屋内飼育の猫の寿命が10～15年であるのに対し、その寿命は3、4

年ともいわれている。そのため、飼い猫の不妊去勢手術と屋内飼育が普及すれば、「飼い主のいない猫」は次第に減少していくと考えられる。このようにして、人に管理されない「飼い主のいない猫」がなくなることが、人と猫が共生する社会の実現にとっては、理想的である。

しかしながら、現状では屋外のみで飼育されている猫の不妊去勢手術実施率は約67%に止まっており、また屋内飼育など猫の適正な飼育方法が広く都民に普及するまでには、一定の時間を要する。その間、現実存在している「飼い主のいない猫」については、地域から排除する方法ではなく、こうした猫が生息している地域に住む人との共存を図る方法を検討することが必要である。

共存のための具体的な方法は、都市部と山間部のような地域特性や、その地域の住民の意思によっても異なるものであり、住民主導により地域ごとにルールづくりが行われるべきである。地域の住民による合意やルールづくりが可能な場合には、例えば、民間団体や区市町村、東京都が適切な役割分担のもとに不妊去勢手術実施等について専門技術的協力を行うなど、次のような連携協力の仕組みを検討すべきである。

## (2) モデルプランの構築

「飼い主のいない猫」にかかわる問題は、不妊去勢手術もしないまま屋外で猫を飼育し、「飼い主のいない猫」を発生させたり、飼いきれずに捨てたりする無責任な飼い主が原因である。不妊去勢手術の実施は、飼い主の責任と負担で行われるべきであり、本来、「飼い主のいない猫」の手術は、このような原因者に負担が求められるべきである。しかしながら、実際には原因者の特定は極めて困難である。

そのため、住民が希望する場合には、原因者に代わって自治会、管理組合といった住民組織、民間団体及び行政等がそれぞれ実行可能な役割を果たし、歩調を合わせて「飼い主のいない猫」の問題に取り組んでいくことが必要である。

もとより、「飼い主のいない猫」に起因する問題を解決するためには、供給源となりうる「飼い猫」が適正に飼育されることが欠かせない。

地域の「飼い猫」が適正に飼育され、住民間の合意が形成されるなどの条件が整ったのち、実際に「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術等に取り組むに当たっては、次のような手順が考えられる。

### 「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術実施等の手順

- 猫の餌付け : 「飼い主のいない猫」が人になれて保護しやすくなるよう餌付けをする。
- 猫の保護等 : 手術のため保護する猫が「飼い猫」ではないことを認定し実際に猫を保護する。特に、屋外飼育猫（飼い猫）との鑑別が重要である。
- 猫の搬送 : 手術施設等へ「飼い主のいない猫」を搬送する。
- 不妊去勢手術の実施 : 「飼い主のいない猫」に対し不妊去勢手術を行う。この際には、手術を行う獣医師を確保しなければならない。
- 手術済の猫の標識装着 : 重複手術を避けるため、手術済の猫を識別する必要がある。このため、手術済の猫に標識を付ける。
- 手術後の猫の飼育管理等 : 手術後の「飼い主のいない猫」への餌やりと後片付け、ふん尿の掃除等日々の世話をする。この場合、「飼い主のいない猫」が愛情と責任をもって飼われるよう、できるだけ新しい飼い主を見つけることが望ましい。

これらの手順を、住民組織、民間団体及び行政等といった各主体がそれぞれ次のように分担して、連携協力を図っていくことが重要である。

#### 住民組織の役割

「飼い主のいない猫」の世話や「飼い猫」ではないことの認定は、普段からそれらの猫と接している住民が担うことが、もっともふさわしい。したがって、住民組織には「飼い主のいない猫」の餌付けや手術する猫を認

定し保護する役割が求められる。また、新しい飼い主を見つけるなど手術後の猫を管理することも欠かせない。

#### 区市町村の役割

区市町村は、住民にとって、もっとも身近な基礎的自治体であることから、取組が円滑に推進するよう住民組織、民間団体等との連絡調整を担うべきである。

具体的には、住民組織による合意形成を支援するほか、住民組織が「飼い主のいない猫」として保護した猫が適正な手続を経たものであることの確認、手術施設等への猫の搬送及び手術済の猫の標識装着の役割を果たすべきである。

#### 民間団体等の役割

現在、動物愛護活動を行っている民間団体のなかには、実際に「飼い主のいない猫」の問題に取り組み、豊富な経験をもつ団体や独自に不妊去勢手術費用の助成を行っている団体、また多くの人材を有する団体等がある。したがって、これらの民間団体は、「飼い主のいない猫」の問題に取り組んでいる住民組織と積極的に協働していくべきである。

特に、手術の実施に当たっては、専門知識・技能を有する獣医師会との協力体制づくりが必要である。

#### 都の役割

都は、広域的な立場から、本取組が効率的かつ円滑に推進するよう住民組織、区市町村及び民間団体等との総合的な調整を行うべきである。

当面、各主体と緊密な連携を保ちながら、モデルとなる地域で「飼い主のいない猫」への取組を試行的に実施し、その結果をもとに、都内の他の地域でも応用可能な仕組みをモデルプランとして構築することが重要である。

その際、「飼い主のいない猫」に対する不妊去勢手術の実施がネックになると想定されるので、試行の段階では、都は動物保護相談センターでの手術の実施も検討すべきである。

## おわりに

東京都における猫の飼育状況は、過去に大きな転換期を迎えた。飼い主からの猫の引取り頭数に限定すると、昭和58年度の約2万1千頭をピークに急激に減少し、その後約15年間で11分の1以下にまで減少している。

これは、不妊去勢手術を含めケアを施し、猫の寿命がある限り飼うことが飼育する上での基本であるという考え方が、都民の間に浸透しつつあることを示唆している。

しかしながら、今なお拾得された猫など年間約1万2千頭が殺処分され、猫による生活環境被害も多く発生するなど、不適正な飼育に起因する問題は後を絶たない。

猫に関する問題は、単に飼い主だけのものではない。真に豊かで快適な生活環境を築き、東京を人と猫との調和のとれた街とするには、広く都民に猫が健康かつ安全に生きられる環境についての理解と関心を持ってもらい、ともにそのルールを考えていくことが必要である。

今後、より多くの飼い主が猫の特性をよく理解し、屋内飼育、不妊去勢手術の実施、身元の表示を実践していくことが望まれる。

これとともに、都民、民間団体及び行政が協力し、それぞれ応分の役割を果たすことによって、東京が猫も快適に暮らせる街となることを期待する。

なお、猫の適正飼育推進策を審議するに当たっては、今回初めて行われた東京都における猫の飼育実態調査の結果が大いに役立った。本審議会としては、今後も飼育実態を詳細に把握し、施策を効果的に展開するために、実態調査が継続して行われることを望む。